

27 練健保第 927 号
平成 28 年 2 月 1 日

結核指定医療機関 御中

練馬区保健所保健予防課長
中坪 直樹（公印省略）

レボフロキサシンが抗結核薬に追加されたことについて（通知）

平素より、練馬区の保健衛生行政に御高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

このたび、「結核医療の基準」の一部改正について、平成28年厚生労働省告示第16号をもって本年1月29日に公布され、同日から適用される旨、厚生労働省健康局感染症課長から通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 基準の改正の概要

- (1) レボフロキサシンについて、肺結核及びその他の結核症に対する適応が承認されたことを受け、抗結核薬に追加すること。
- (2) イソニアジド又はリファンピシンが使用できない患者の治療において、レボフロキサシンを選択すべき順は、エタンブトールに次いだ順としたこと。また、抗結核薬を4剤以上選んで併用療法を開始し、その後は長期投与が困難な薬剤を除いて治療を継続すること。この場合の治療期間については、次のとおりとすること。
 - 1) イソニアジドを使用できる場合であってリファンピシンを使用できない場合は、結核菌培養検査が陰性となった後18月間とすること。
 - 2) イソニアジド及びリファンピシンのいずれも使用できない場合であって、感受性のある薬剤を3剤以上併用して治療を継続することができる場合は、結核菌培養検査が陰性となった後18月間とすること。

練馬区保健所保健予防課
担当：感染症指導係
電話：03-5984-4671